

住民の声とくらしを切り捨てる道州制に反対する特別決議

第二次安倍政権は、日本経団連等の財界の主張と軌を一にして「道州制」の導入を主張し、本国会に議員提案で「道州制推進基本法案」を提出する動きも報道されている。

これまで政財界は、「小さな政府」を目指すと称して政府機関を縮小し、地方への交付金を削減してきた。いわゆる三位一体の改革では、国の行政機関・機能・財源が都道府県に移譲されないままで、都道府県や市町村が福祉・教育にもちいることのできる財源が大きく削減された。この結果、地方はますます疲弊し、地方自治体の働き手が大幅に減少している。また、平成の大合併によって市町村が削減され、地域住民と自治体・議会との距離が拡大し、行政サービスの低下や地方自治に住民の意思が反映されないという弊害が生じている。今般目指されている道州制の導入は、この傾向をますます推し進めるものにほかならない。

自民党により公表された「道州制基本法案（骨子案）」では、「国の事務を国家の存立の根幹に関わるもの、国家的危機管理その他国民の生命、身体及び財産の保護に国の関与が必要なもの、国民経済の基盤整備に関するもの並びに真に全国的な視点に立って行わなければならないものに極力限定」することとし、この他の国の事務は「国から道州へ広く権限を移譲し、道州は、従来の国家機能の一部を担う主体であると規定している。また、同骨子案は、「国及び地方の組織を簡素化し、国、地方を通じた徹底した行政改革を行う」ことも規定している。ここでは、住民のくらしや福祉に国が責任を持つという憲法25条の理念が否定され、地方に社会福祉等の責務が押しつけられることとなる。道州間でも競争と格差が生じ、国が課税権を活用して国民の福祉とくらしに財政責任を負うという現行の制度が否定され、「小さな政府」論に立った「行政改革」の名のもとでの公務員削減も「基本理念」として強要されようとしているのである。

また、道州制の導入により前記のような国と地方の役割分担が進められると、特定の分野を国の「専管事項」として地方の関与の機会を奪うことにつながる。本来、「地方自治の本旨」（憲法92条）に基づき保障されるべき地方自治は、住民要求によって支えられた地方自治体が、中央政府の地方切捨ての施策に歯止めをかけるという勢力均衡の理念を包含している。しかしながら、道州制により国と地方の役割分担が進められると、国の「専管事項」についての政策に地方が関与する余地が奪われる。

加えて、自治体が広域化することにより地域住民と地方行政・議会との距離が拡大し、住民の意思が地方自治に十分反映されなくなる。住民生活に密接にかかわる問題について、地方住民の声は、国政においても地方政治においても反映されないこととなり、地方自治体が憲法上果たすべき住民自治・団体自治の役割は否定されることになる。

以上のとおり、道州制の導入により、憲法25条以下の定める社会権保障についての国の責任は放棄され、国の権限と責任は防衛・外交等に限定され、財政と権限は財界本位に集中投入されることとなり、結果として地域住民のくらしと福祉に大きな地域間格差をもたらすことにつながる。国と地方自治体に働く労働者の大量首切りをもたらすことにつながる。しかしながら、その内容は多くの国民に知られていない。このような状況で、基本理念や期限を区切って「道州制推進基本法」の制定を強行することは、とうてい許されない。

自由法曹団は、憲法の原則に従い、国の責任の放棄をゆるさず、社会保障を実現することを求める立場から、道州制の問題点を明らかにし、道州制の導入を阻止するために全力をあげるものである。

2013年5月20日

自由法曹団 5月研究討論集会